

改正の趣旨

- 自殺対策基本法が平成18年に施行されて以降、我が国の自殺者の総数は減少傾向にあるが、**近年、こどもの自殺者数は増加傾向が続いている。**令和6年の児童生徒の自殺者数は、**529人で過去最多となった**(平成30年以降、**約43%増**・最も数が少なかった平成5年と比べ**約2.7倍**)。**10代における死亡原因の第1位が「自殺」であるのは、G7で我が国だけである。**
- こうした極めて深刻な状況に対処するため、こどもに係る自殺対策を推進するための体制整備・措置について定めるほか、デジタル技術を活用した施策の展開、自殺リスク情報の迅速な把握、自殺を助長する情報・設備等対策、自殺未遂者等・自殺者の親族等への支援の強化について定める。

改正の概要

1. 基本理念の追加(第2条第6項・第7項)

- 自殺対策は、デジタル社会の進展を踏まえ、情報通信技術、人工知能関連技術等の適切な活用を図りながら展開されるようにするとともに、自殺の防止においては、インターネット等を通じて流通する自殺に関連する情報が及ぼす影響に関する適切な配慮のための取組の促進に特に留意する旨を明記
- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利利益の擁護が図られ、将来にわたって健康で心豊かな生活を送ることができる社会の実現を目指し、こどもに係る自殺対策を社会全体で取り組むことを明記

2. こどもの自殺の防止等に係る国の責務の改正及び学校の責務の追加

- こどもに係る自殺対策について、内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣は、その自殺の実態等を踏まえて適切かつ効果的に策定され、及び実施されるよう、相互に又は関係行政機関の長との間において緊密な連携協力を図りつつ、それぞれの所掌に係る施策を推進することを明記(第3条第2項)
- 学校について、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、こどもの自殺の防止等に取り組むよう努めることを明記(第5条)

3. 基本的施策の拡充

- 自殺防止等の観点から、学校における心の健康の保持のための健康診断等の措置や、精神保健に関する知識の向上について規定(第17条第3項)
- 精神科医等の医療従事者に対する自殺の防止等に関する研修の機会の確保について規定(第18条)
- 自殺発生回避のための適切な対処に必要な情報が関係機関及び関係団体に迅速かつ適切に提供されるための措置について規定(第19条第2項)
- 自殺の助長につながるような情報、物品、設備等について適切な管理、配慮等に関して注意を促すための措置について規定(第19条第3項)
- 自殺未遂者等への継続的な支援を明記(第20条)、自殺者の親族等の支援について、その生活上の不安の緩和とともに、総合的な支援を規定(第21条)

4. 協議会(第4章)

- 地方公共団体は、第19条(自殺発生回避のための体制の整備等)及び第20条(自殺未遂者等の支援)の施策でこどもに係るものを実施するに当たっては、**学校、教育委員会、児童相談所、精神保健福祉センター、医療機関、警察署等の関係機関、自殺対策に係る活動を行う民間団体等をもって構成する協議会を置くことができることとし、協議会はこどもの自殺の防止等について情報交換及び必要な対処等の措置の協議を行うこととする旨を規定**

5. 状況の変化等を踏まえた検討(附則第2条)

- 自殺に関する状況の変化、自殺対策に係る諸施策の実施の状況等を踏まえ、必要な見直し等の措置が講ぜられるものとする旨を規定

6. こども家庭庁の所掌事務の追加(改正法附則第3項)

- こども家庭庁の所掌事務として、こどもに係る自殺対策を規定

こどもの自殺対策推進パッケージ

令和7年9月11日
こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議

- ✓ こどもの自殺をめぐる深刻な状況に対処するため、こどもの自殺対策緊急強化プラン（令和5年6月）や改正自殺対策基本法（令和7年6月公布）を踏まえ、関係省庁一丸となり、**関連事業・支援策を総合的に推進していく必要**
- ✓ こどもの自殺対策の実施に様々な機関や団体に関わる中で、関係機関や団体の連携・協働により**連動性を持って取り組まれるべき施策を「こどもの自殺対策推進パッケージ」としてとりまとめ**

➡ 地方自治体においては、特に下線部の施策を中心に取り組むことにより、**自殺対策が地域を問わず着実に行われるよう底上げを図る**

① 教育や普及啓発等

- SOSの出し方に関する教育・自殺予防教育の促進《文部科学省》
- 地方自治体によるゲートキーパー養成研修の実施支援【47億円の内数】《厚生労働省》
- 「心の健康」に関する指導の着実な実施、啓発資料の周知《文部科学省》
- 改 学校における精神保健に関する知識の向上《文部科学省》
- 中高生を対象とした自殺対策に関する広報啓発【0.4億円】《こども家庭庁》

② リスクの早期発見・対応

- 1人1台端末等を活用した「心の健康観察」の推進《文部科学省》
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置充実【95億円】《文部科学省》
- 改 学校における心の健康保持のための健康診断等の措置《文部科学省》
- 改 医療及び学校現場と連携した教職員向けガイドラインの作成及び広報等【0.3億円】《文部科学省》
- こどもの成長を見守るためのデータ連携基盤構築に向けた調査研究【0.8億円】《こども家庭庁》

③ 危機介入

- こども・若者の自殺危機対応チームによる支援者支援の推進【53億円の内数】《厚生労働省》
 - 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】《こども家庭庁》
 - 改 法定協議会（※）の運営に係るガイドラインの作成《こども家庭庁》
- （※） 令和8年度から地方公共団体は協議会の設置が可能

④ 見守り・支援

- 地域ネットワーク構築によるこども支援【10.0億円】（再掲）《こども家庭庁》
- 地方自治体及び民間団体によるSNS相談体制の強化、こころの健康相談統一ダイヤルにおけるフリーダイヤルの導入等【48億円の内数】《厚生労働省》
- 年末年始等における孤独・孤立相談事業【2.6億円の内数】《内閣府》
- 教育委員会による24時間子供SOSダイヤル、SNS等を活用した相談体制の整備【95億円の内数】《文部科学省》

※ 改 は改正自殺対策基本法を受けて今後実施・検討する事項
※ 【 】は令和8年度概算要求額

⑤ 要因分析・関係省庁の連携等

- こどもの自殺の実態解明及び分析に当たっての課題把握【0.2億円】《こども家庭庁》
- 自殺未遂者支援を含む自殺対策に関する調査研究等の体制強化【6.0億円】《厚生労働省》
- 「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針」の改訂《文部科学省》
- 自死遺児・遺族支援団体に対する活動支援【47億円の内数】《厚生労働省》

令和8年度概算要求額：2.4億円（60百万円）

事業の目的

- **令和6年の小中高生の自殺者数は529人と過去最多**を記録したところであり、こうした中、令和7年常会において「**自殺対策基本法の一部を改正する法律**」（議員立法）が成立し、同年6月11日に公布された。この法律では、こどもの自殺対策について、国の責務の追加や**地方公共団体による協議会の設置規定が新設**されたほか、**こども家庭庁の所掌事務としてこどもに係る自殺対策が追記された**。
- また政府においては、令和5年から「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」（議長：こども政策担当大臣）を開催し、こどもの自殺対策に関する施策を「こどもの自殺対策緊急強化プラン」として取りまとめ、関係省庁一丸となって総合的な施策を推進している。
- 改正自殺対策基本法や緊急強化プラン等を踏まえ、地方公共団体における**法定協議会の実効性を高めるとともに、広報啓発活動やこどもの自殺に関する要因分析を実施**することにより、こどもが自ら命を絶つようなことのない社会の実現に寄与する。

事業の概要

①法定協議会の効果的な運営に向けたモデル事業（概算要求額：1.8億円）

- 法定協議会の実効性を高めるため、自殺対策に係る活動を行う民間団体等と連携を図りつつ、協議会の円滑な立ち上げや効果的な運営等のモデルを構築するとともに、運営に係る課題や支援の事例等を把握する。

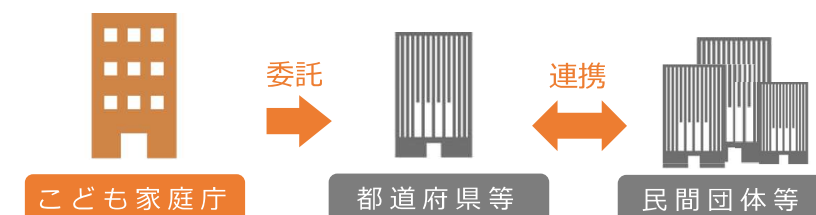
②こどもの自殺の要因分析（概算要求額：19百万円）

- 令和7年度に実施した要因分析の結果等を踏まえ、こどもの自殺の実態解明に取り組むとともに、分析に当たっての課題把握を行う。

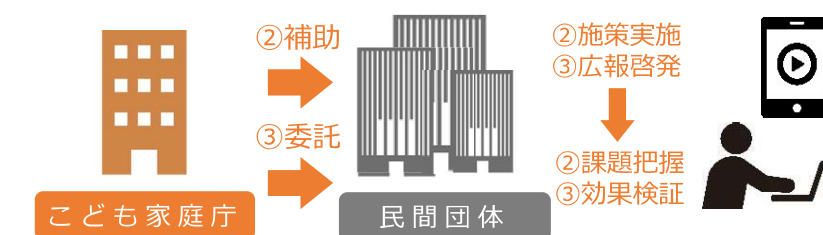
③こどもの自殺対策の推進に資する広報啓発活動（概算要求額：41百万円）

- 中学生や高校生を対象として、自殺対策に関する各種施策の実施やデジタルコンテンツの作成・発信等を行う。

【事業①のイメージ】



【事業②・③のイメージ】



実施主体等

【実施主体】①都道府県・市町村 ②・③民間団体 【補助率等】①～③ 10/10